

令和 4 年 5 月 10 日

各診療科・部門等の長 殿

病院長 田中 俊宏

病院実習（研修）・見学等の取り扱いについて 第2版

本学の定める「新型コロナウイルス感染拡大に係る注意喚起（第30報）」に準拠し、当院内で実施される病院実習（研修）・見学等の取り扱いについて下記の通りといたします。

受け入れ予定のある診療科・部門等においては以下をご確認いただき、養成機関や研修受講予定者等にご連絡いただくようお願いいたします。

また、受け入れに際し、別添の「申告書」と「体温・諸症状等の自己管理チェックリスト」を提出させ、終了後1年間は、各診療科・部門等において適切に管理いただくようお願いいたします。

なお、感染拡大の状況によって、病院長の判断により参加型から見学型のみでの実習に変更、もしくは実習・研修・見学の受け入れを中止することがあります。

記

1. 学外の医療系学生について

- 1) 附属病院における実習・研修・見学等の受け入れは、受入診療科・部等、附属病院構内の入構制限等に関して、受入時点での本学学部学生の臨床／臨地実習の実施に係る制約等を超えない範囲に限定のうえ、感染拡大防止に係る対策・配慮の徹底を条件に、許可する。
- 2) 実習・研修・見学等に際する患者さんとの接触制限、受け入れを許可する実習・研修・見学等の例示については、下表を参照する。
- 3) 実習・研修・見学場所は、化学療法室以外の区域に限る。
- 4) 実習・研修・見学生には、当院の「新型コロナウイルス感染拡大に係る注意喚起」を事前に案内し、2週間の健康観察期間を取る。また、実習・研修生には、実習開始までに当院より指定する新型コロナウイルス感染症についての教育資材を視聴させる。
- 5) 実習開始時に申告書を提出させ、すべての項目に該当する場合のみ実習を許可する。
- 6) 実習中は体温・諸症状の自己管理チェックリストを記載し、症状等がある場合は申告させる。実習終了時にはチェックリストを提出させる。
- 7) 一回あたりの研修人数に配慮する（多い場合には、複数回に分ける）。

2. 学外の医師・歯科医師・看護師・メディカルスタッフについて

- 1) 附属病院における研修・見学等の受け入れは、感染拡大防止に係る対策・配慮の徹底を条件に、許可する。
- 2) 上記1.の2～7)と同様。

表. 実習・見学等の際する患者さんとの接触制限、受入れを許可する実習・見学等の例示

	臨床/臨地実習を【見学型】で行う診療科・部等での実習・見学等	臨床/臨地実習を【参加型】で行う診療科・部等での実習・見学等	受入れを許可する実習・見学等の例示
医師・歯科医師・ 看護師・メディカルスタッフ (初期臨床研修医を含む)	患者接触可	患者接触可	専門研修プログラムの履修 専門医資格の取得・継続・更新 看護師特定行為研修 大学院の実習科目の履修 病院見学 等
学外の医療系学生	患者接触不可	患者接触可 注)	薬学生臨床実習 看護学生臨地実習 等

注) 学外の医療系学生の就職に係る病院見学については、臨床/臨地実習を【参加型】で行う診療科・部等であっても、患者接触不可。

滋賀医科大学「新型コロナウイルス感染拡大に係る注意喚起 (第 30 報)」より引用